

## 食品表示基準の一部改正案に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>特定原材料への「くるみ」の追加に関する意見（41件）</b>	
<b>&lt;賛成意見&gt;（3件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみのアレルギー表示義務化に関する食品表示基準の一部改正案に賛成します。消費者庁が2022年3月に公表した「令和3年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」によると、即時型食物アレルギーの原因食物の割合として増加している第3位の木の実類の中で「くるみ」が最も多い食材となっています。くるみがアレルギー表示義務化の対象となり、健康被害の発生の防止につながることは重要であると考え、今回の改正案を評価します。</li> </ul>	御意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加することについて賛成です。アレルギーによる健康被害実態調査では、木の実類の割合が増加し、小麦を抜いて主要3大原因食物の一つとなった等を踏まえると妥当であると考えます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー患者の実態調査を反映したすばらしい改正だと思えます。くるみはごく少量、粉を舐めた程度でも激しい症状が出ます。そば、落花生と同様にそのことがもっと周知されてほしいです。</li> </ul>	
<b>&lt;検査法の確立時期に関する意見&gt;（9件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「くるみ」について特定原材料に準ずるものから特定原材料にすることは賛成します。但し、検査法が確立していない中での義務化については行うべきではないと考えます。</li> </ul>	本改正にあわせて、アレルギーを含む食品の検査方法を規定する「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）を改正し、くるみの公定検査法を追加しました。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定原材料への「くるみ」の追加については「くるみ」の公定検査法が確定してからの施行をお願いしたいです。特定原材料の追加により、一般的に、食品メーカーは製品の表示対応のために、使用する原料と製品を製造する工程について当該特定原材料の含有を確認することになります。あきらかに「くるみ」を使用している場合は問題ないですが、原料や製造工程にて意図せざる混入が想定される</li> </ul>	

<p>場合、定量的な検査を行い、混入レベルを確認します。</p> <p>工程のコンタミについてはある程度知見を持っていると思いますが、表示義務化に伴い、最終判断には公定検査法での確認を必要とする原料メーカーもないとは言えません。検査法の通知が法改正よりも後になると、このような原料メーカーについては当該原料についてのアレルギー情報の開示が遅れ、その結果、当該原料を使用した製品の表示対応が遅れる場合があることが想定されます。義務品目としての追加のため経過措置期間が規定されるかと思いますが、経過措置期間を表示切り替えのために有効に使用するにあたり、公定検査法の確定のち改正法の施行が望ましいと思います。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみのアレルギー表示を行うには、原材料中のくるみアレルギー物質の量を検査する必要があります。くるみの検査法の確立が遅れるとアレルギー表示作業も遅れることとなります。検査法はいつ頃公表されるのでしょうか。現時点での検査法開発の進捗を明らかにしていただきたいです。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査方法の確立は、施行時期とも関係するため、開発の進捗状況を前広に情報提供していただきたいです。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社検査計画や検査体制を適切に構築するため、「くるみ」検査公定法を早期に公表を要望します。検査法の公表はいつ予定しているのでしょうか？</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示を検証するための検査法が現状では完全ではないとのことですが、今後早期に検査・検証の状況が整い、表示の義務化が実効性をもって実現するよう望みます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンタミネーション表示は特定原材料について表示しており、くるみが特定原材料に追加となった際には新たに表示を検討する必要があります。検討には分析結果を用いる場合もあり、分析方法が確立しない中では、他の特定原材料と表示基準に差ができてしまいます。より適切な情報提供のため、分析方法確立及び公表が公布より後になるのであれば、経過措置期間は分析方法の公表時期を基準に、長めに設ける必要があると考えます。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査法の公表が公布日より遅れる場合で、公布日から検査法公表日までの期間が長くなる場合には、長くなった分だけ経過措置期間も長くしていただくことを要望します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令公布日は、検査法が公表された後に設定するよう要望します。検査法の公表が法令公布日より遅れる場合、法令公布日から検査法公表日までの期間が長くなっ</li> </ul>	

<p>ただ分だけ経過措置期間も長くしていただくことを要望します。</p>	
<p><b>&lt;経過措置期間に関する意見&gt; (10件)</b></p>	
<p>・経過措置期間については検査法が発表されてから2年を希望します。 理由は原料メーカーへの確認、コンタミネーションの有無、資材改版、資材残の調整などに必要な期間だからです。</p>	<p>食品関連事業者等における容器包装の改版に時間を要すること等を踏まえ、改正食品表示基準の施行日から令和7年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品については、改正食品表示基準別表第14の規定に関わらず、従前の例によることができます。</p>
<p>・猶予期間については、平成20年に実施されたえび・かにの義務化の時と同じく2年をお願いします。理由は次のとおりです。</p> <p>1) くるみはパン・菓子類などにも使用しており、パン・菓子類については町のパン屋含め中小企業が多い業界となっており、改正の周知徹底に一定の時間が必要です。</p> <p>2) 多くの企業が一括表示内で推奨表示を含めた表示を展開している実態はありますが、コンタミ表示は義務表示を対象とした企業が多く、コンタミ表示の切り替えには一定の時間が必要となります。</p> <p>3) 対象工場においては義務表示に対応すべく、製造工程の見直し（コンタミネーション防止）および検証を行うこととなりますが、くるみの検知法が来年度に完成予定とのことで、検知法の完成後でないと検証もできません。</p>	<p>ただし、当該期間内に製造、加工又は輸入されるものであっても、可能なものについては、表示をするよう食品関連事業者等においては努めていただくことが望ましいと考えます。</p>
<p>・アレルギー表示対象品目の特定原材料への「くるみ」の追加について 経過措置期間については、今後特段の状況変化がない限り、製造、加工、輸入日を起点として「2年間」をお願いします。 アレルギー表示ミスは、健康被害に直結するため、間違いがないよう、様々な準備を行い、慎重に行う必要があります。したがって、直近の「えび」「かに」の義務表示化の際の例に従って、製造、加工、輸入日を起点として公布後2年間の経過措置期間が必要と考えます。</p>	
<p>・経過措置期間については「えび」「かに」と同様2年間もしくはそれ以上の期間を設けていただきたいと思います。</p>	
<p>・「くるみ」が特定原材料に追加されるにあたり、食品事業者側では表示への対応のために相応の時間を要する場合が想定されます。以前、「えび」「かに」が特定原材料に追加された際は2年の経過措置期間が設けられましたので、今回も同程度の経過措置期間を設定していただくことを要望いたします。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当会会員は、既に多くの「くるみ」使用パン製品等について「くるみ」の表示を行っていますが、対応していないケースもあり得るため、施行に当たっては、くるみの検査法の確立と事業者による表示変更等が確実にできる適切な経過措置期間（例えば、前例にならって2年間）の設定をお願いしたいです。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー表示ミスは、健康被害に直結するため、即商品回収につながります。短期間での一斉改版は、臨時業務として表示担当部門に過度な業務負荷がかかり、情報内容の確認不備による表示作成ミスのリスクを高めます。消費者のための早急な対応が、逆に消費者に健康被害を及ぼすリスクを高める恐れがあります。施行にあたっては、表示変更業務を十分に行える適切な経過措置期間の設定をお願いします。例えば、「えび」「かに」の義務表示化の前例に従って、製造、加工、輸入日を起点として公布後2年間の経過措置期間を要望します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー表示対象品目の特定原材料への「くるみ」の追加経過措置期間について 「くるみ」のアレルギー表示義務化について、施行後の猶予期間を少なくとも2年間設けていただくことを希望します。 理由は  <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用原料や既存製品の調査、表示方法の検討に十分な時間が必要です。</li> <li>・短期間の一斉改版は、臨時業務が発生し、表示担当部門の過度な業務負荷により、情報内容の確認不備や表示作成ミスが起これ、消費者に健康被害を及ぼすリスクを高める恐れがあります。</li> <li>・前例として、「えび」「かに」の義務表示化する際、公布後2年間の経過措置期間を設けていました。</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過措置期間、施行期日の設定についても、迅速な対応が行われると共に具体的なスケジュールの公表をお願いします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定原材料に準じるものについても把握しており、一括枠外にその旨記載している商品も多いです。対応は可能と思われませんが、改版をとまなう変更となるため、必要以上に資材在庫の廃棄を伴わないよう、猶予期間を長めにとっていただけると幸いです。特に包材の製造に時間のかかる缶詰では、印刷済の空缶の在庫を一定量持つことが多いため、ご配慮いただけると幸いです。</li> </ul>	
<p>&lt;周知・普及に関する意見&gt;（3件）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>表示対象品目が追加される際には、経過措置期間終了後も賞味期限の長い商品では、旧表示の商品がある期間残ることが想定され、追加品目の表示有無の誤認を招く恐れが考えられます。追加対象品目のアレルギーを持つ消費者がこのリスクを認識できるよう、行政から十分な注意喚起を行っていただくことを要望します。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁は「くるみ」の義務表示追加について、「消費者向け説明会の開催」や「消費者向け資料の作成」等を行い、普及・啓発活動を積極的に進めていくことを要望します。木の実類のアレルギー増加は、日本人の消費量の増加に伴うアレルゲンへの経皮暴露の増加が関係していると考えられます。最新の医学情報をもとにした、消費者への注意喚起も必要であり、広く食物アレルギーに関する市民教育をお願いします。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>猶予期間が終了後も賞味期限が長い商品では、旧表示のまま（くるみ表示なし）一定な期間に存在することが想定されます。消費者にこのリスクを認識できるよう、行政機関から十分な注意喚起を行っていただくことを要望します。</li> </ul> <p>「くるみ」の義務表示追加について、行政機関により「消費者向け説明会の開催」や「消費者向け資料の作成」等を行い、普及・啓発活動を積極的に進めていくことを要望します。また、「くるみ」のみならず、木の実類全般のアレルギーは、日本人の消費量増加に伴い、増加すると考えられます。最新の医学情報をもとにした、消費者への注意喚起も必要であり、幅広く食物アレルギーに関する消費者教育を要望します。</p>	
<p><b>&lt;新たな品目の追加に関する意見&gt;（4件）</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特段の修正等無し。今後のアレルゲン追加の見通しについてくるみ以外のナッツ類や、その他について今後の追加見通しがあれば、適宜開示頂きたいのと、可能な限り時期を合わせて頂くなどの配慮をお願いしたいと思います。</li> </ul>	<p>新たな品目の表示の義務付けは、3年ごとに実施している全国実態調査の結果等を踏まえて検討を行っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>また、くるみと交差性があるペカンナッツの取り扱いはどのようになるのでしょうか。くるみ患者はペカンナッツでも症状が出ます。</li> </ul>	<p>カシューナッツについては、症例数割合等が増加傾向にあるところですが、表示の義務付けに当たっては、調査年における発症数の割合、症状の重篤度、発症数割合の増加の継続性等を検証する必要があるほか、公定検査法の確立も必要なことから、引き続き調査の動向を注視してまいります。なお、現在でも</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>くるみが優先性の高い食材であることは理解しますが、木の実類の国内消費量の増加により、木の実類全体のアレルギー症例比率が増えています。カシューナッツ、マカダミアなど、同じナッツ類に属する品目についても検査法が確立され、特定原材料等の指定について早期に検討が行われるよう望みます。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>同時にアナフィラキシー患者が急増しているカシューナッツも義務化が必要と考えます。</li> </ul>	<p>「推奨表示」の品目となっていることから、事業者の方々には表示を強く推奨してまいりたいと考えています。</p>
<p><b>&lt;その他の意見&gt; (12件)</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>くるみのアレルギー表示義務化について賛成します。 ただし、この方針が決定された「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」の議事内容、特に推奨品目から特定原材料（義務品目）への格上げを判断したポイント（規準）を示すべきと考えます。リスクアナリシスの観点から、国民に対してはリスク管理措置の根拠は透明性を持って示されるべきです。また2023年以降、コーデックス食品表示部会においてアレルギーリストの改定案が示され、各国からの意見・コメントなどが求められることも予想されます。その際に、日本におけるアレルギー表示の科学的エビデンスやリスク管理措置の妥当性を主張できる根拠ともなります。</li> </ul>	<p>「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」の議事録については消費者庁ウェブサイトに掲載しています。 <a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_005/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_005/</a></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定原材料の対象となるくるみの範囲について Q&amp;A でも詳しく示していただきたいです（ピーカンナッツは対象外であること、くるみについてチャンドラー種、ハワード種等全ての種が対象となること等）。</li> </ul>	<p>本改正にあわせて、「食品表示基準Q&amp;A」（平成27年3月30日消食表第140号）を改正し、特定原材料のくるみの対象範囲を追加しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ウォールナッツ、胡桃等のくるみ以外の一般的に使用されている表記や呼び名について、代替表記としなかった場合は Q&amp;A でくるみを含む旨の表示が必要である旨を明記していただきたいです。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生鮮食品及び添加物に対し経過措置期間を不要とした理由（生鮮食品へのくるみ由来添加物の使用実態がないこと、くるみ由来の添加物がないこと）について Q&amp;A 等で示していただきたいです。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>クルミに続く、将来のカシューナッツ、ペカンナッツの表示義務化等の検討においては、アレルギーの交差反応からの患者保護、表示の煩雑性解消、国際整合性、等の理由で、諸外国での食物アレルギー表示対象品目と同様に、アーモンドを含めた「木の実類」としてのひとくくりの管理に変更いただきたいです。同様の視点で、エビ・カニも「甲殻類」のひとくくりに変更いただきたい。消費者の選択の幅を広げるという視点は理解できますが、現在のエビ・カニの分類は、オキアミが含まれていないため、アレルギーの実態とは一致していません。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。コーデックス規格や諸外国では、品目の対象について、「木の実類」等の広範囲の区分で指定されているケースもあることは承知しています。 一方、我が国の食物アレルギー表示制度においては、患者の食品選択の可能性を過度に制限しないとの観点から、できるだけ個別品目を指定することが</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>くるみに続き、今後はカシューナッツ、ペカンナッツなど「木の実類」を順次に義務化表示も考</li> </ul>	

<p>えられます。しかし、個別対応において、行政や企業の対応コストが増加するのみではなく、消費者にも混乱を招きます。より幅広いアレルギー患者の保護、国際整合性の保持、表示煩雑性の解消などの理由を持ちまして、諸外国での食物アレルギー表示対象品目と同様に、「木の実類」としてのひとくくり表示に変更することを要望します。</p> <p>同様の視点で、エビ・カニも「甲殻類」のひとくくりに変更いただきたい。消費者の選択の幅を広げるという視点は理解できますが、現在のエビ・カニの分類は、オキアミが含まれていないため、アレルギーの実態とは一致していません。</p>	<p>適当と考えています。</p> <p>今後、食品中に含まれるアレルギーについて新たな知見が得られた際には、見直しの参考にさせていただきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>表示の変更には大きな負担等がかかるため、特定原材料あるいは特定原材料に準ずるものについては、可能な場合は、極力まとめて追加等の対応をしていただきたいです。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。食物アレルギーの指定については、定期的の実態調査などを行い、新たな知見や報告に基づき適宜、見直しを行う必要があると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギー患者の健康危害を防止するために、今後も新たなアレルギー品目を表示対象として追加しなければならないことを理解しており、行政の取組みを支持します。</li> </ul> <p>一方、食物アレルギー項目の追加又は変更に当たり、食品表示基準はその都度改正されます。食品事業者は、法改正に対し、期限付き対応やその後の定着管理を努めなければなりません。これにより発生する表示変更コスト、作業管理コスト、廃棄物増加等は、食品事業者にとって重い負担になることも事実です。</p> <p>今後の追加や変更に当たり、消費者及び事業者の実態を踏まえて、より適切な頻度で実施していただきたいです。</p>	<p>一方、事業者における容器包装の改版等に時間を要することを踏まえ、令和7年3月31日までの約2年間の経過措置期間を設けることとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>食物アレルギーは重篤な健康被害を発生させるため、今後も新たなアレルギー品目が表示対象として追加されていかなければなりません。一方で、アレルギー品目の追加が続けば、食品表示基準の改正と合わせ、その都度、表示変更に対応せざるをえず、表示変更に伴うコスト増、作業負担、環境影響（廃棄物の増加）等、食品事業者にとって重い負担を負うこととなります。このため、アレルギー表示対象物質については、頻繁な追加を避け、少なくとも5年程度の期間を空けて追加いただくことを要望します。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー表示対象品目を増やす一方では、製品の表示面積が圧迫され、消費者にとっては表示の視認性が低下します。また、単なる積み重ねる追加式は、実態を適切に反映できない恐れがあります。そのため、今後は、最新の医学情報や症例実態などの科学データに基づき、定期的アレルギー表示対象品目の削除検討を実施していただきたいです。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー表示対象品目が増えれば、表示面積を増やさざるをえなくなり、その分表示の視認性が下がり、消費者の不利益につながります。このため、症例のないものについては、削除の検討を行い、アレルギー表示を減らす方向のルール化も必要と考えますので、検討いただきたいです。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>表示を義務又は推奨する特定原材料等は 28 品目になりました。また当該商品の製造ラインにてコンタミネーションの可能性ありと注意表示など、商品パッケージへの表示内容が益々増えてしまい、文字の大きさにルールを決めて情報提供してはいますが、一括表示内の情報が多すぎます。何列にも記述がまたがって、何を読み取っているかわからなくなるくらいの情報量では高齢者、児童等に正しく情報提供できているとはいいがたい状況です。 そこで、安全性に関する表示事項（「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」及び「アレルゲン」）は容器包装に、その他適切な選択するための表示事項は容器包装だけではなく、電子データも活用できるような法整備などを要望します。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>食品表示の見づらさ等については、食品表示の全体像に関する報告書（令和元年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、分かりやすく活用される食品表示について検討してまいります。</p>
<b>特定遺伝子組換え農産物へのなたねの追加に係る意見（10件）</b>	
<b>&lt;賛成意見&gt;（1件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定遺伝子組換え農産物の表示の考え方に沿っての対応と理解しますので、基本的には賛成します。 ただし、今回の意見募集ページでは、「当該なたねに由来する食品の流通が見込まれる」以上の情報が示されていません。なたねの品種、栽培状況、なたねから得られる油の特性、諸外国での認可や流通の状況、国内では他省庁の審議状況など、判明している事実を整理し、国民に提供した上で意見募集を行うべきではないでしょうか。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<b>&lt;周知・普及に関する意見&gt;（2件）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本遺伝子組換え「なたね」は、今後、食品衛生法および食品安全基本法に基づく安全性評価を受け、従来の食品と同じく食べても安全であることが確認されて販売が許可されます。安全性審査は、組換え DNA 技術によって付加されることが予想される全ての性質の変化について、その可能性も含めて、安全性を評価し審査されたものです。 消費者庁では、こうした安全性評価・審査を経て許可される本遺伝子組換え「なたね」が安全な農作物であることを、消費者に積極的に普及・啓発していくことを強く望みます。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。今後の業務の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>EPA 及び DHA を産生させる遺伝子組換え「なたね」の安全性について、行政機関により消費者へ積</li> </ul>	

<p>極的に普及・啓発活動を推進していただきたいです。</p>	
<p><b>&lt;その他の意見&gt; (7件)</b></p>	
<p>・義務表示の対象になる場合、「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」、「○○○遺伝子組換えのものを混合」などのように表示しますが、「○○○」は、別表第18に掲げる形質であるため、現状では、以下のように表示しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「○○○」=エイコサペンタエン酸 (EPA) 産生</li> <li>・「○○○」=ドコサヘキサエン酸 (DHA) 産生</li> </ul> <p>表示名が長いため、表示面積が圧迫され、視認性の低下に繋がれます。これを解消するために、以下のように簡略名表示を認めていただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「○○○」=EPA 産生</li> <li>・「○○○」=DHA 産生</li> </ul>	<p>本改正にあわせて、「EPA産生遺伝子組換え」「DHA産生遺伝子組換え」等の表示も可能である旨を、「食品表示基準Q&amp;A」に追加しました。</p>
<p>・別表第18(第3条、第18条関係)に追加予定の</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 なたねを主な原材料とするもの(上覧に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)</li> <li>2 1に掲げるものを主な原材料とするもの</li> </ol> <p>について、該当する加工食品の具体例を、Q&amp;A等で提示いただきたいです。</p>	<p>本改正にあわせて、義務表示の対象となる加工食品として、当該なたねを主な原材料とする食用油やそれを主な原材料とする加工食品が考えられる旨を、「食品表示基準Q&amp;A」に追加しました。</p>
<p>・現行の遺伝子組み換え表示制度の問題点は表示義務対象の範囲が限られていることです。遺伝子組み換えDNA・タンパク質が残存し、科学的検証が可能と判断された品目だけを表示対象としていることが問題であると考えます。表示義務のない醤油や食用油、さまざまな食品添加物などにも幅広く使用されているにもかかわらず、表示されないことにより消費者の知る権利が失われています。2020年9月の農水省農業資材審議会飼料分科会の報告書では、当該なたねは「従来のキャノーラと同様に搾油用としての利用が見込まれる」とあり、表示義務のない食用油として、消費者が知らない間に口にしている可能性もあります。</p> <p>また、市民団体の全国調査では、すでに流通が承認されている遺伝子組み換えなたねの国内での自生や近縁植物との交雑が報告されています。当該なたねが流通することで同様の事象が発生し、生態系にさらなる影響を与えることが懸念されます。作物の遺伝子の多様性は私たちの将来の食を守るものです。</p> <p>消費者の知る権利・選ぶ権利を保障するために、上記理由から当該なたねの表示対象への追加は</p>	<p>今般、新たに表示義務の対象に追加するなたねは、組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、従来のなたねでは含有していないEPA及びDHAを産生するなたねになり、食品表示基準第2条第1項第17号における「特定遺伝子組換え農産物※」の定義に該当します。</p> <p>特定遺伝子組換え農産物を主な原材料とする加工食品については、その形質等を分析することで品質上の差を把握することができるため、当該形質が失われたものを除き、組み換えられたDNAやたんぱく質が検出できない食用油等についても表示義務の対象としております。</p>

<p>当然とした上で、流通するすべての遺伝子組み換え作物への表示の義務化を求めます。</p>	<p>特定遺伝子組み換え農産物に該当しない遺伝子組み換え農産物を原材料とする加工食品の表示については、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、引き続き、科学的検証と社会的検証を組み合わせるによって監視可能性を確保する必要があるとして、科学的検証が可能な組み換えDNA等が残存する品目に義務表示の対象を限定する必要があると考えております。</p>
<p>・遺伝子組み換え食品すべてに表示して欲しいです。何%入っているという感じで表示して欲しいです。今回は菜種油ということですが すべての食品への表示を求めます。高くてもいいので安心できるものを選びたいです。</p>	<p>※特定遺伝子組み換え農産物：対象農産物のうち組み換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものをいう。</p>
<p>・遺伝子組み換え食品に関しては欧州並みに規制すべきだと存じます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。欧州を含め諸外国の動向を踏まえてまいります。</p>
<p>・遺伝子組み換えの食品は食べたくないです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。国内で流通が認められた遺伝子組み換え農産物であっても、避けたいと思う消費者がいることは承知しています。遺伝子組み換え表示制度は、このようなニーズを踏まえ、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資するよう設けられた制度です。遺伝子組み換え農産物と非遺伝子組み換え農産物を区別なく使用している場合に、その旨を表示することを義務付けています。</p>
<p>・中食購買、外食時に、遺伝子組み換え由来の菜種が入っているかどうかは、表示されるのでしょうか？なんらかの形で消費者に情報を提供すべきではないでしょうか？</p>	<p>御意見ありがとうございます。食品表示基準第1条において、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合や容器包装に入れられていない加工食品を販売する場合は、原則基準を適用しない旨が</p>

規定されており、外食等は食品表示基準に基づく表示義務の対象外となっています。
--